

第4章

川越市緑の基本計画
(平成28年3月改定
版)の概要

1 計画の基本姿勢

緑の計画平成28年改定版では、本市における計画の基本姿勢を以下のよう
に設定します。

みんなではぐくむ
水と緑と歴史のまち・川越

2 計画の基本方針

計画の基本姿勢を受け、計画の基本方針を以下のように設定します。

計画の基本方針

- ①川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります
- ②歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります
- ③水と緑のまちをそだてます

さらに、計画の基本方針を踏まえ、都市公園の整備方針、生物多様性の保全方針を
以下のようにとします。

都市公園の整備方針

- ①子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備
- ②健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備
- ③防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備
- ④地域固有の歴史的文化遺産、自然環境を生かした都市公園の整備
- ⑤地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備
- ⑥地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

生物多様性の保全方針

- ①生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- ②多様な生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- ③エコロジカル・ネットワークの形成
- ④ふるさとの雑木林の保全・整備
- ⑤生態系に配慮した農地の保全
- ⑥自然環境との共生
- ⑦生き物の移動・休息空間となる都市公園等の整備
- ⑧多様な主体の参画と普及・啓発の推進

特別緑地保全地区について

緑地の保全に関する施策を展開する中で、指定方針、買取りの方針、保全方針により、
特別緑地保全地区の指定・保全を行い自然環境の保護に努めます。

3 計画の目標

計画における目標を、以下のように設定します。

法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

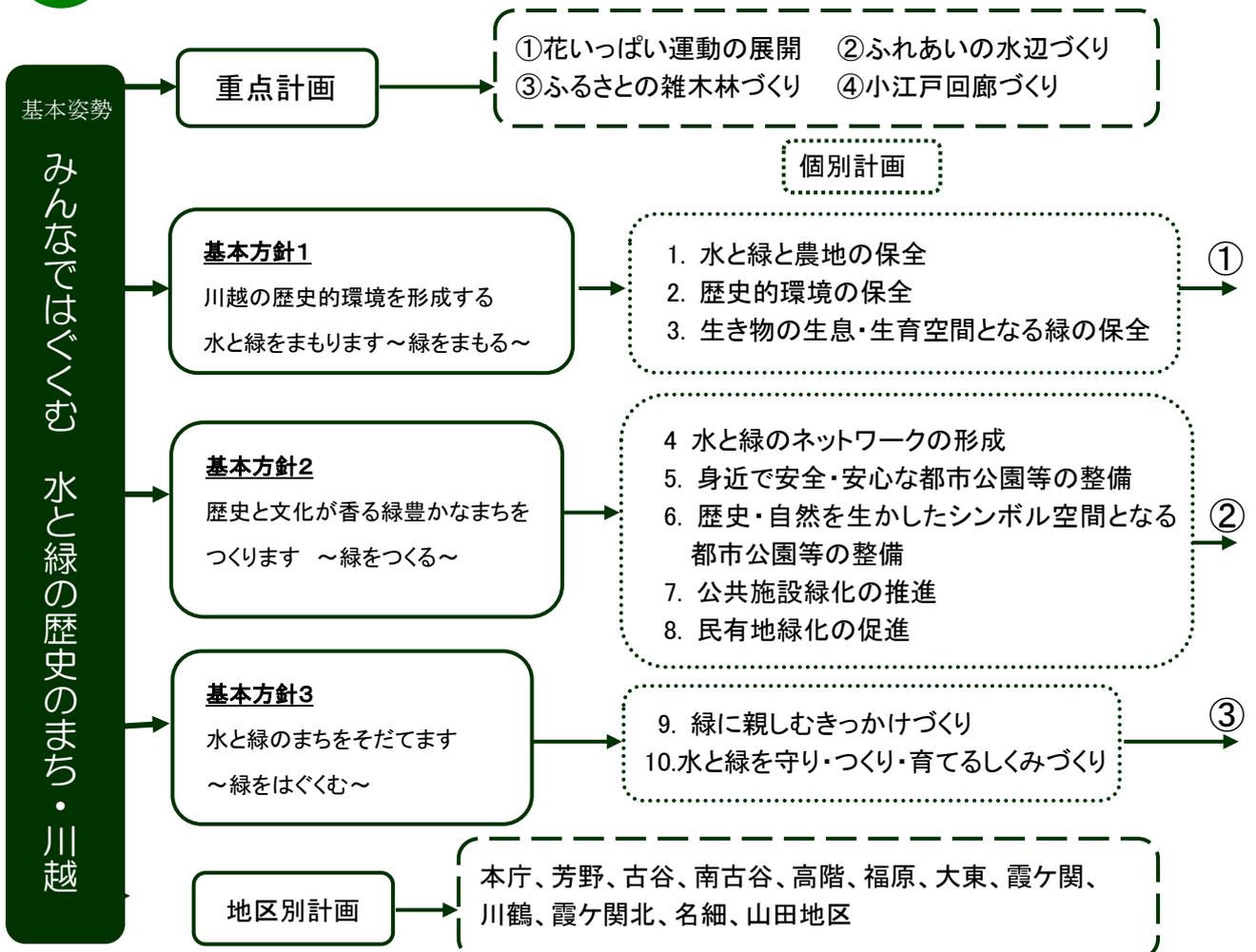
都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍(市民1人当たり15.0㎡)とすることを目指します。

法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

4 計画の体系



重点計画

1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全
1-2 良好な環境を形成する水辺の保全 1-3 川越の豊かさを支える農地の保全

2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全
2-2 歴史的な河川環境の保全・復元 2-3 地域のシンボルとなる緑の保全

3-1 生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
3-2 生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
3-3 エコロジカル・ネットワークの形成

4-1 魅力的な歩行者空間の創出
4-2 都市に潤いを与える河川空間の活用 4-3 緑あふれる道づくり

5-1 災害に備えた都市公園等の整備
5-2 誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備
5-3 市民の活動拠点となる都市公園等の整備

6-1 川越の歴史のシンボルとなる城址公園等の整備
6-2 樹林地を生かした森林公園と伊佐沼を生かした都市公園の整備
6-3 協働による市民の森等の充実・活用

7-1 市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進
7-2 緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進
7-3 緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進

8-1 歴史と現在が調和する中心市街地の緑化
8-2 地域拠点における緑化
8-3 緑豊かで快適なまちづくり

9-1 緑に関する普及活動の推進 9-2 緑に関する啓発活動の推進

10-1 市民、事業者、民間団体及び市の協働のためのしくみづくり
10-2 緑化に関する支援 10-3 緑の保全に関する支援

①

②

③